

脳のはなし、
神経のはなし

認知症と運転免許

親仁会佐藤病院 神経内科 田村洋平



もうご存知の方もいらっしゃると思いますが、認知症が疑われる方は運転免許更新の際にちょっとした手続きが必要になりました。2017年3月の道路交通法改正で、免許更新の時に「認知症のおそれがある」と判断された場合には、医師の診断書が必要になるというものです。いままでは、「認知症のおそれがある」さらに「一定の違反行為があった人」に関して医師の診断書が必要でしたが、今回の改正では違反があってもなくても、認知機能検査でひっかかった人は医師の診断が必要になるのです。

「なんだ面倒だな」と思いながら、病院に行ってもそこで「う～ん、認知症ですね」と診断されてしまうと、免許更新が不可能になります。今までに

車を頼りに生活していた方は困ってしまいますよね。

もし街の中心部にお住まいであれば、バスなどの移動手段があります。タクシーを利用してもいいかもしれません。スーパーや食料品店も近くにあるでしょう。ところが、ちょっと中心部を離れば「車がないと食べ物も手に入れない」なんてことがありますよね。

国は高齢者ドライバーを減らしたがついています。そうならば今後は確かに事故の発生件数は減っていくでしょう。ただし同時に、移動や配送の手段などインフラの拡充が必要でしょう。特に郊外に住む高齢者にとっては死活問題になります。実はそんな簡単な話ではないですよ。